

共栄大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

共栄大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「至誠一貫」に基づき、法人の目的である「知・徳・体が調和した全人的な人間を育成すること」を踏まえて、「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」を大学の教育理念として掲げて大学の使命・目的及び教育目的を定め、学則に具体的に明文化している。人材養成の目的等を適切に定めて大学の個性・特色とともに明示し、役員、教職員が参画する中で具現化している。これらは、「学校法人共栄学園中期経営計画（2022年度～2026年度）」及び「共栄大学中期事業計画（2019年度～2023年度）」の基本方針に反映、実行し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく教育目的等を達成するための教育研究組織を適切に整備している。国際経営学部にて令和6(2024)年度から社会情勢を踏まえた「情報メディアコース」を開設し、教育学部ではICT（情報通信技術）を活用した学びを実践するなど社会の変化に対応した教育を実践している。

「基準2. 学生」について

大学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学部ごとに適切に定められ、ホームページや大学案内・入試要項で公表している。アドミッション・ポリシーに基づいて、各種入試制度の設計と実施がなされ、「入学試験委員会規程」に基づき適切に実施する体制を構築し、近年は入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。教職協働による学修支援の仕組みを構築し、アドバイザー制度、オフィスアワー、三者面談等の実施を通じて学修支援が図られている。教育課程内外を通じて、インターンシップなど学生のキャリア支援の体制を構築している。学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、学生の心身に関する健康相談、生活相談などの体制を整備し、障がいのある学生に対して支援要員を配置するなど適切に運営している。クラスサイズや学修環境は適切に運営管理されており、学修環境等に関する学生の意見・要望は、「学生会アンケート」などを通じてくみ上げその結果を共有・検討する体制を構築している。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを適切に定め、修学ガイドブックに記載するとともにホームページやオリエンテーションを通じて適切に学内外に周知している。また、各科目シラバスに関連するディプロマ・ポリシーを明示した上で、成績評価の基準を記載し学生に周知を図っている。カリキュラム・ポリシーについても教育目的に基づき適切に

策定し、ディプロマ・ポリシーとの一貫性についても明示し、周知している。課題解決型授業やフィールドワーク、アクティブ・ラーニング等を取入れ、教養教育を含め体系的な教育課程を編成している。三つのポリシーを踏まえて「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」「卒業予定者アンケート」などを通じて学修成果の点検・評価を実施し、その結果を学内サーバや図書館での公開、全学運営協議会や教授会を通じてフィードバックし、教育内容及び学修指導方法の改善に役立てている。

「基準 4. 教員・職員」について

大学の意思決定と教学マネジメントについては、学長補佐体制として、副学長及び補佐組織である全学運営協議会、教授会、各種委員会を規則等に基づき整備し、学長による適切なリーダーシップを発揮する体制を確立するとともに、教育研究に関する重要事項を学長裁定で定め、権限の分散と責任を明確にしている。教育目的の実現のために必要な教員を配置し、教員の採用・昇任について各種規則に基づき適切に運用している。FD(Faculty Development)を推進するため、FD 委員会を置き適切に実施している。SD(Staff Development)に関しても、FD 研修会と合同で実施するとともに若手職員のプロジェクト参加を通じて職員の能力向上に努めている。研究環境の充実や研究倫理教育などを通じて、全学的な研究活動の促進を図っている。

〈優れた点〉

○若手職員が中心となり、大学の現状について多面的総合的分析を行い、取組むべき五つの施策を明示し、次期大学中期計画に反映することが見込まれる「将来構想プロジェクト本報告書」をまとめ上げた取組みは評価できる。

「基準 5. 経営・管理と財務」について

寄附行為など諸規則に基づき、理事会、評議員会、監事が業務を執行し学校運営を行い、法令に基づく情報公開がなされ、経営の規律と誠実性を維持している。寄附行為に基づき理事・評議員・監事を適切に選任し、理事会における意思決定を迅速かつ確実に審議できる総合的な協議機関として常勤理事会を置き、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。監事の理事会・評議員会への出席状況は良好であり、監査法人と適宜連携し業務監査及び会計監査を実施し、適切に職務を遂行している。理事会、評議員会は適切に開催され、構成員に大学の教職員が入ることにより相互チェックが適切に機能している。中期経営計画に基づき安定した財務基盤を構築している。

「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証の推進に責任を負う組織として全学運営協議会を置き、「自己点検・評価に関する規則」に基づき自己点検・評価委員会を設置し、三つのポリシーを起点とした自主的・自律的な自己点検・評価に基づく「自己評価報告書」を刊行し、ホームページで公表している。内部質保証の推進に当たっては、各年度において「自己点検作業委員会」によるデータ収集を行うとともに、各年度の取組みは「事業実績報告書」としてまとめ、全学運営協議会で共有している。IR 推進室が中心となり、「授業評価アンケート」等による点検・

評価をそれぞれ機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで相互に連携を図ることで実施し、学内へ結果の共有を図るなど、PDCA サイクルの確立と内部質保証への不断の努力を行っている。

総じて、大学は、建学の精神を踏まえて大学の使命・目的及び教育目的を定め、「知・徳・体が調和した全人的な人間」を育成すること等を通じて地域社会に貢献することを目指して誠実・実直に教育を実践している。大学が所在する埼玉県春日部市をはじめとした連携・提携先との間で地域社会活動を実践し、教職協働の中で大学の使命・教育目的の達成に尽力している。今後更に地域との連携を深め、地域社会に貢献する大学として発展することを期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 国際交流活動
2. 高大連携

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、学則において簡潔に文章化して、修学ガイドブック、ホームページ等に明確に示している。建学の精神「至誠一貫」に基づき寄附行為第 3 条に定める法人の目的「知・徳・体が調和した全人的な人間を育成すること」を踏まえて、「社会学力」「至誠の精神」「気品の模範」を大学の教育理念として掲げ、各学部・学科の目的、人材養成に関する目的について具体的に明示している。社会情勢を踏まえて国際経営学部には「AI・データサイエンス分野」を学ぶ「情報メディアコース」を開設し、教育学部では

ICT を活用した学びの実践などに取組んでおり、更なる社会の変化に対応した教育を目指している。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、全学運営協議会での審議、理事会での決定に基づき役員、教職員の理解と支持を得るとともに、ホームページ、修学ガイドブック等において公開し周知している。使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーに適切に反映し、これらを実現するための教育研究組織を適切に整備している。使命・目的及び教育目的は、「学校法人共栄学園中期経営計画（2022年度～2026年度）」「共栄大学中期事業計画（2019年度～2023年度）」に反映しており、社会の変化を踏まえて適切に対応している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学部の教育目的は、建学の精神、教育理念に基づいて学則に明記され、その教育目的を達成するため、学部ごとのアドミッション・ポリシーが定められ、ホームページや大学案内・入試要項で公表されている。「入学試験委員会規程」が整備され、学生募集方法、入試選抜方法等を検討実施する体制が構築されている。アドミッション・ポリシーに基づいて、各種入試制度の設計と実施が行われている。入学定員充足率は近年向上しており、入

学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持ができています。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学修支援の仕組みができており、適切に運営されている。入学前教育プログラム、基礎学力テスト、クラス分けのための調査、「先輩学生による新入生支援プログラム」など、新入生に対する学修支援体制が整備・運営されている。アドバイザー制度、出席管理システムの運用、成績不振や出席不良の学生に対する個人面談、三者面談等の実施を通じて在学生の学修支援が図られている。また、国際経営学部におけるゼミ単位の「プレゼンテーション大会」、任意参加の「英語スピーチコンテスト」「ビジネスコンテスト」等の学外の各種学生コンテストへの参加呼びかけや支援、各種学内アカデミーの実施など、教育課程内外を通じて学生への学修支援が図られている。教育学部では、「ラーニング・ラボ」や「教職アカデミー」の運営等を通じて学生による教員免許状の取得に必要な介護等体験、教育実習等の学修支援が行われている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内外を通じて、学生のキャリア支援の体制が構築されている。就職・進学に対する相談助言体制が整備され、適切に運営されている。両学部の就職率は共に高く、キャリア支援の成果として評価できる。企業見学や協力先企業と協定を結んで学生にインターンシップの機会を提供するなど、学生の職業観の養成に力を入れている。教育学部において、在学中に教職から進路変更を希望する学生に対するキャリア相談、キャリア教育の体制が構築されている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織が設置されている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などの体制が整備され、適切に運営されている。学費減免制度、各種奨学金、留学生に対する経済的支援などが適切に運営されている。ハラスメント防止委員会を設置し、啓発及び防止に努めている。令和 6(2024)年 4 月の「障害者差別解消法」の改正に伴う「合理的配慮の義務化」に関わる体制整備が行われており、ガイドライン及びサポートガイドを制定し、支援要員の配置も行われている。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎等の学修環境が充実しており、適切に運営管理されている。模擬保育室、実験室、工作室、音楽室、ピアノ練習室、被服実習室、調理実習室など、教育上必要な実習施設が整備されている。全てのエレベータに車椅子用の押しボタンが整備され、スクールバスにはノンステップバスが採用されるなど、バリアフリー対策が講じられている。図書館において、図書以外に視聴資料を利用するための環境整備、ノートパソコンの貸出し、グループ利用スペースの確保など、学生のさまざまなニーズに対応した措置が講じられている。授業を行う学生数の管理について、初年次教育、英語教育、情報教育、ゼミナール、実験・実習科目、各学部の専門能力を養成する必修科目において、適正な学生数に基づくクラス分けが行われている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生会が組織されており、定期的に「学生会アンケート」「学修行動と学生生活に関する

アンケート」「授業評価アンケート」「卒業予定者アンケート」を実施し、学生の要望、意見を吸上げる仕組みが作られている。心身に関する健康相談、経済的支援を要する学生の意見聴取、状況把握において、教職協働で情報共有が図られている。アドバイザーであるゼミ担当教員、学生支援部学生担当、学生厚生委員会、保健管理センターなどの部門で学生の要望に対する相談体制、対策検討の仕組みができています。学修環境に関する学生の意見・要望を把握・分析し、その情報を共有・検討し、改善する体制が構築されています。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準及び卒業要件については、学則及び「教務規程」に規定されている。それらはホームページ、修学ガイドブックに記載され、年度始めに学年ごとで実施されるオリエンテーションでも周知されている。

また、各科目のシラバスに関連するディプロマ・ポリシーを明示した上で、成績評価の基準を記載して学生に周知を図っており、学生からの成績評価に関する問い合わせ制度を設けるなど適切に運用している。卒業認定は、教務委員会で各学生の学修状況を確認の上、教授会の議を経て学長が行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、教育目的を踏まえて策定され、ホームページ、修学ガイドブックに記載され周知されている。また、ディプロマ・ポリシーとの一貫性について分かるように修学ガイドブックに記載されている。カリキュラム・ポリシーにのっとり、課題解決型授業やフィールドワーク、アクティブ・ラーニング等を取入れるなど、体系的な教育課程を編成し、履修登録単位数の上限設定や学修時間の確保なども行っている。教養教育については、「教養教育専門委員会」が学長の諮問に基づき審議し、両学部において選択科目として設定されている。

両学部において各 Semester 終了後に「授業評価アンケート」を実施し、担当教員はこのアンケートをもとに教授方法の改善を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果の点検・評価方法の確立とその運用については、「学修行動と学生生活に関するアンケート調査」において、ディプロマ・ポリシーに結びつけた資質・能力に関する学生の学修成果の自己評価を尋ねている。また、資格取得状況、進路に係る実績の調査、卒業時の満足度を確認する方法として、「卒業予定者アンケート」を実施している。業界研究セミナー参加企業を対象に「企業向けアンケート」を実施し、卒業生の職場での適応状況や在学中に身に付けてほしい能力等を調査している。

こうしたアンケート調査の結果などの学修成果の点検・評価結果は学内サーバや図書館で公開するとともに全学運営協議会や教授会での共有などを通じてフィードバックされている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の意思決定と教学マネジメントについて、学長の補佐体制として、副学長及び補佐組織である全学運営協議会、教授会、各種委員会を規則等に基づき整備している。学長は、補佐組織を体制化し主体的にこれらの会議に携わることで適切なリーダーシップを確立・発揮している。

教育研究に関する重要事項を学長裁定で定め、「副学長に関する規則」、全学運営協議会、教授会及び各種委員会などの整備により権限の分散と責任を明確にし、教学マネジメントを構築している。

事務組織については、「事務組織規程」に基づき職員を配置し、教務委員会、両学部の教養教育専門委員会の構成員に職員を加えることなどにより、教職協働体制が整備され教学マネジメントの機能性を確保している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に基づく必要な教員数を上回る教員を確保し、教育目的及び教育課程に則し適切に教員が配置されている。

教員の採用・昇任の方針について、「教員の採用及び昇任に関する選考規程」「教員資格基準」「専任教員昇任基準」などの規則に基づき適切に運用している。

教員の募集方法について、公募制を原則とし国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN Portal」などを活用している。

FD研修については、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき適切に実施されており、欠席者には後日オンデマンドで視聴できる体制を整備している。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD 研修会は、FD 研修会と合同で実施し、出席率は高く、欠席者にも録画を配付しレポートの提出を求め全員への周知徹底に取り組んでいる。若手職員有志が、人材育成及び協働機会の創出並びに当事者意識の醸成の効果が期待できる「将来構想プロジェクト」に取り組んでいる。今後の取り組みとして学外の文部科学省、日本高等教育評価機構、日本私立大学協会等の研修会への参加を促し、一層の資質・能力の向上に努めている。

〈優れた点〉

○若手職員が中心となり、大学の現状について多面的総合的分析を行い、取り組むべき五つの施策を明示し、次期大学中期計画に反映することが見込まれる「将来構想プロジェクト本報告書」をまとめ上げた取り組みは評価できる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

教員研究室は、無線 LAN 環境を備えた個室を専任教員全員に貸与し研究環境の充実を図っている。研究倫理の確立と厳正な運用として、研究倫理に関する諸規則を整備し「公的研究費にかかる通報窓口」を公開している。全専任教員に対して日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニングコース」の受講を義務付け、研究倫理教育を年 1 度行っている。「教員個人研究費規程」を定め、適切に個人研究費を配分し、また「学内共同研究費」を支給し全学的な研究活動の促進を図っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為など諸規則に基づき、理事会、評議員会、監事は業務を執行し、法令に基づく情報公開を行い、経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現に向け、常勤理事会を置き理事会における意思決定が迅速に行えるよう継続的な努力を行っている。

省エネルギーに対応することで環境保全へ取り組んでいる。「学生等個人情報の保護に関する規程」「学生等個人情報の保護に関する施行細則」「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備し人権に配慮している。安全について、「危機管理規則」「防災・防火規則」「共栄大学リスクマネジメント基本マニュアル」を整備し、地震・火災を想定した避難訓練を全学生・教職員合同で実施しており危機管理体制が適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けた意思決定について、寄附行為に基づき最高意思決定機関を理事会と定めている。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、理事の出席状況も良好であり、欠席時には意思表示書が書面で提出され適切に機能している。

常勤理事会は、原則月 1 回開催されており、理事会における意思決定が迅速かつ確実に審議できるようにしているほか、理事会から委任された事項等を決定している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定について、常勤理事会は、経営方針などの情報共有がなされる総合的な協議機関となっており、意思疎通と連携が図られ、理事長のリーダーシップを発揮できる環境が整備されている。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについて、理事会及び評議員会の構成員に大学の教職員が入ることにより適切に機能している。

監事及び評議員は寄附行為の定めに基づき適切に選任され、理事会・評議員会への出席は良好である。また、監事は監査法人と適宜連携し業務監査及び会計監査を実施しており職務を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人が令和 4(2022)年度から 5 か年の中期経営計画を策定し、それに基づき安定した財務基盤を確立し、地域に根差した大学として安定的な運営を目指している。法人全体の経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は、令和元(2019)年度から令和 5(2023)年度の間継続して黒字であり堅調な財務状況である。科学研究費助成事業等の競争的外部資金の獲得を推奨し継続的に実績を重ねている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理は、「学校法人共栄学園経理規程」「学校法人共栄学園経理規程施行細則」「学校法人共栄学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人共栄学園図書管理規程」に準拠し適正に行っている。会計監査は、監査法人の公認会計士による会計監査と監事による監査を実施し、年に数回、監事と監査法人の公認会計士と面談の機会を設け意見交換を行うなど、厳正に実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価に関する規則」において、自己点検・評価の目的を定め、自己点検に必要な組織や責任体制、評価対象項目などを定め実施するとともに、内部質保証に関する責任体制として、学長が決定するに際して意見を述べる教職協働による全学運営協議会を置き、恒常的な内部質保証体制を構築している。

内部質保証の推進に当たって、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの三つのレベルで PDCA サイクルを構築している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

「自己点検・評価に関する規則」に基づき自己点検・評価委員会を置き、自己点検・評価を実施し、結果はホームページで公表していることに加え、各年度において「自己点検作業委員会」によるデータ収集を行うとともに、各年度の取組みは「事業実績報告書」としてまとめ、全学運営協議会で共有している。内部質保証に必要な現状把握のための調査・データの収集・分析に関しては、IR 推進室が「授業評価アンケート」「学修行動と学生生活に関するアンケート」等を取りまとめ、学内への共有を図るとともに、アンケート集計結果等をホームページで公表している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価、認証評価等の結果を踏まえて、中期経営計画及び中期事業計画が策定され、これに基づき毎年度の事業計画書が作成され、これらの事業活動は「事業実績報告書」等で進捗状況の点検・評価を行うことで、大学運営の改善・向上のための内部質保証の仕組みを構築し、実施している。IR 推進室が中心となって、三つのポリシーを起点とした「授業評価アンケート」「学修行動と学生生活に関するアンケート」、成績・学修成果等

に基づく点検・評価を行い、「授業評価アンケート」については、授業改善に関する所見や次年度の対応をまとめ、学部長による評価を行った上で全学運営協議会において改善事項について検討することで、継続的な PDCA サイクルを確立し、教育の改善・向上に努めている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 地域との協働と地域社会への貢献

- A-1-① 大学の地域社会との協力関係の構築
- A-1-② 大学が持っている多様な資源の社会への提供

【概評】

地域社会への貢献活動、またそのための大学資源の提供を積極的に展開している。大学が所在する春日部市との包括協定の締結に基づき、春日部市の審議会等への委員派遣や、春日部市内の小学4年生から6年生を対象とした「子ども大学かすかべ」の実施、加えて春日部市との連携による授業科目を開講している。近隣の宮代町などにおいても連携活動を行い、体育会サッカー部は、地域のクリーンアップを目指して「スポ GOMI 共栄 CUP」を開催している。

また、春日部市と法人本部が所在する東京都葛飾区において、毎年複数回「共栄大学公開講座」を実施している。実施に際しては、各自治体住民の要望に応えるテーマを立案し、専門の教員が講師として講座を担当している。教育学部生が「子どもは学校だけでなく地域と一緒に育てるもの」という考えのもと、「放課後子ども教室事業」に参画し、地域の子どもの健やかな成長を育む活動に貢献している。また、在学生に幅広く地元地域の魅力を知ってもらいながら地域の活性化に貢献し、新しい経験や知識を広げてもらうことを目的として、「学生ボランティア活動」を推進している。

現在、地域連携と社会貢献を推進する専門部署は整備していないが、今後更に多様な学生ボランティアの推進と情報共有のために、専門部署の設置や財政的支援などの取組みを期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 国際交流活動

国際経営学部と教育学部で構成する本学において、国際交流活動は重要な活動として位置づけられている。学内には「国際交流センター」が設置されており、その活動は「国際交流センター運営委員会」の教職員によって運営されている。【資料特-1-1】

これまでの実績としては、開学時より実施してきた英語スピーチコンテストの運営や、アメリカ・カリフォルニア州パサディナ市青年商工会議所との交流を行っている。さらに平成 29 (2017) 年度には、アメリカ・テキサス州オースティン市のオースティンコミュニティカレッジ (ACC) の学生との交流を行った。【資料特-1-2~4】

また、学内の留学生に対して地域の様々なイベントへの積極的な参加を促し、留学生の地域内における国際交流活動を奨励している。具体的な実績としては、①春日部市内の「平和フェスティバル」へのボランティア参加、②春日部市と共同実施している日本語スピーチコンテスト出場学生の指導、③春日部市内のイベント（神輿担ぎや大凧揚げ）への参加、④埼玉県内プロ卓球チーム（T.T 彩たま）のホームゲームにおける大会運営のボランティア参加、⑤春日部市内古利根川の清掃活動への参加があげられる。これらの活動に関しては、国際交流センター所属の教員が引率指導をしている。【資料特-1-5~10】

さらに国際交流センターは、学生の海外留学や語学研修への積極的な参加を奨励している。アメリカのセイクリットハート大学、カナダのヨーク大学、オーストラリアのサザン・クイーンズランド大学、マレーシアのサンウェイ大学の 4 大学と学術交流協定を締結しており、本学から毎年数名の学生が、8 週間から 1 年間の中長期留学を行っている。【資料特-1-11~15】

2. 高大連携

本学は、埼玉県立幸手桜高等学校と高大連携協定を締結している。この協定は、高校及び大学が相互の信頼関係に基づき、教育及び研究機能について交流・連携を行い、高校教育・大学教育の活性化を図ることを目的としている。具体的内容は、幸手桜高等学校の学校評議員会や懇親会などの第三者評価に関する委員会に本学の教授が参加し、学校運営や教育活動について建設的な意見を提言している。また、令和 5 (2023) 年度には、同校の生徒のみを対象とした「1 日オープンキャンパス」を実施し、本学教員が大学の模擬講義を行い、本学の学生が大学生活の説明を行った。【資料特-2-1、2】

埼玉県立岩槻商業高等学校とも連携し、「高校生の学習サポーター」として学生を派遣する事業を行っている。さらに同校とは令和 6 (2024) 年度に協定を締結し、より高大連携活動を拡大していく予定である。【資料特-2-3、4】